

JIS

パイロットラダー

JIS F 2615 : 2006

(JMSA)

(2016 確認)

平成 18 年 8 月 10 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

F 2615 : 2006

日本工業標準調査会標準部会 船舶技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	矢 萩 強 志	財団法人日本船舶技術研究協会
(委員)	澤 山 健 一	国土交通省
	和 田 昌 雄	国土交通省
	鍛 地 楯 生	財団法人日本海事協会
	桐 明 公 男	社団法人日本造船工業会
	小 林 修	社団法人日本舟艇工業会
	近 藤 良太郎	社団法人日本電機工業会
	田 中 護 史	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
	井 上 彰一郎	日本小型船舶検査機構
	半 田 収	社団法人日本船主協会
	山 下 暁	社団法人日本船用工業会

主 務 大 臣：国土交通大臣 制定：昭和 44.5.1 改正：平成 18.8.10

官 報 公 示：平成 18.8.10

原 案 作 成 者：財団法人日本船舶技術研究協会（旧 財団法人日本船舶標準協会）

（〒105-0003 東京都港区西新橋 1-7-2 虎ノ門高木ビル TEL 03-3502-2130）

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会（部会長 二瓶 好正）

審議専門委員会：船舶技術専門委員会（委員長 矢萩 強志）

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者、国土交通省海事局 船用工業課 [〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3 TEL 03-5253-8111（代表）] 又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット産業基盤標準化推進室 [〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 TEL 03-3501-1511（代表）] にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、財団法人日本船舶標準協会(JMSA)から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、国土交通大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS F 2615:1982** は改正され、この規格に置き換えられる。

改正に当たっては、日本工業規格と国際規格との対比、国際規格に一致した日本工業規格の作成及び日本工業規格を基礎にした国際規格原案の提案を容易にするために、**ISO 799:2004, Ships and marine technology—Pilot ladders** を基礎として用いた。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。国土交通大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権又は出願公開後の実用新案登録出願に係る確認について、責任はもたない。

JIS F 2615 には、次に示す**附属書**がある。

附属書 A (参考) 推奨される製品試験及び検査

附属書 1 (参考) **JIS** と対応する国際規格との対比表

F 2615 : 2006

目 次

	ページ
序文.....	1
1. 適用範囲.....	1
2. 引用規格.....	1
3. 材料.....	1
3.1 木製部品.....	2
3.2 サイドロープ.....	2
3.3 金属材料.....	2
3.4 機械的固着装置.....	2
3.5 プラスチック材料.....	2
3.6 材料の品質.....	2
3.7 シーリング.....	2
3.8 ステップ固定ピースの材料.....	2
4. 構造.....	2
5. 承認のための試験.....	8
6. 製品の呼び方.....	9
7. 表示.....	9
8. 製品試験及び検査.....	10
9. 保守.....	10
附属書 A (参考) 推奨される製品試験及び検査.....	11
附属書 1 (参考) JIS と対応する国際規格との対比表.....	12
解 説.....	15

日本工業規格

JIS
F 2615 : 2006

パイロットラダー

Ships and marine technology—Pilot ladders

序文 この規格は、2004年に第3版として発行されたISO 799:2004, Ships and marine technology—Pilot laddersを翻訳し、技術的内容を変更して作成した日本工業規格である。

なお、この規格で側線又は点線の下線を施してある箇所は、原国際規格を変更している事項である。変更の一覧表をその説明を付けて、**附属書1(参考)**に示す。

1. 適用範囲 この規格は、パイロットが船体の垂直部分に沿って安全に乗下船するために装備するパイロットラダーに対する要求事項を規定する。この規格は、パイロットが乗下船する航海に従事する船舶に適用する。主管庁は、この規格が1974年海上における人命の安全のための国際条約(SOLAS)に十分適合しているとして、この規格によるパイロットラダーを船舶に適用することを強く求められる。

備考 この規格の対応国際規格を、次に示す。

なお、対応の程度を表す記号は、ISO/IEC Guide 21に基づき、IDT(一致している)、MOD(修正している)、NEQ(同等でない)とする。

ISO 799:2004, Ships and marine technology—Pilot ladders (MOD)

2. 引用規格 次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格のうちで、発行年を付記してあるものは、記載の年の版だけがこの規格の規定を構成するものであって、その後の改正版・追補には適用しない。

JIS G 4305:1999 冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯

JIS K 7219:1998 プラスチック—直接屋外暴露、アンダーグラス屋外暴露及び太陽集光促進屋外暴露試験方法

備考 ISO 877:1994 Plastics—Methods of exposure to direct weathering, to weathering using glass-filtered daylight, and to intensified weathering by daylight using Fresnel mirrors が、この規格と一致している。

JIS L 2701:1992 麻ロープ

ISO 209-1:1989 Wrought aluminium and aluminium alloys—Chemical composition and forms of products—Part 1: Chemical composition

ISO 1181:1990 Ropes—Manila and sisal—Specification

ISO 1461:1999 Hot dip galvanized coatings on fabricated iron and steel articles—Specifications and test methods

3. 材料

3.1 木製部品 各々の木製部品は、節なしの堅木（トネリコ、オーク、ニレ、ブナ、チーク、アピトン又はチューリップウッド）で製作しなければならない。

3.2 サイドロープ

3.2.1 各々のサイドロープは、**ISO 1181:1990** の Quality 1 を満たす耐かび性のマニラロープ、JIS L 2701 の 1 類マニラロープ 1 種又はポリエステルと対比する色を付けたポリプロピレン心材をもつ熱処理を施し形づけしたポリエステルロープとする。各々のサイドロープは、少なくとも 24 kN の破断強度及び呼び直径 18 mm 以上（周囲 57 mm 以上）としなければならない。

3.2.2 代替の合成繊維製サイドロープは、次の a)～e)のすべてに適合する場合には使用してもよい。

- a) **3.2.1** の破断強度及び寸法要求事項を満たす。
- b) 荷重下において、少なくとも **3.2.1** に記述されている標準ロープと同等の最大伸び率をもつ。
- c) マニラロープ又はポリエステルロープと同等の、素手で握るために適した外面をもつ。
- d) 紫外線に対する耐候性をもつポリマーを材料とする。
- e) **3.2.1** に記述されているポリエステル／ポリプロピレン構造と同様に、過度の磨損の際に目に見える徴候を示す構造をもつもの。

3.3 金属材料

3.3.1 各々の金属固着具は、固有の耐食性があるもの、又は耐食性の処理を施した材料で製作しなければならない。

3.3.2 ステンレス鋼でない各々の鉄系金属部品は、**ISO 1461** に従ってコーティングしなければならない。

3.3.3 各々のステンレス鋼部品は、少なくとも JIS G 4305 の SUS316 又は **ISO 209-1** の grade 316¹⁾ と同等の耐食性をもつ船舶用合金とする。

3.3.4 各々のアルミニウム部品は、**ISO 209-1** の 5254 又は 5652 合金、又は銅含有率 0.06%以下のその他の合金としなければならない。

3.3.5 互いに接触する金属部分は、電氣的に両立できるもの又は海洋環境における電氣的腐食を防止するために絶縁されなければならない。

3.4 機械的固着装置 パイロットラダーの部分を締結する各々の機械的固着装置は、その装置のはずれを防止するための固定機構をもたなければならない。

3.5 プラスチック材料 各々のプラスチック材料は、JIS K 7219 の A 法に記述されている 1 年間の大気暴露試験で、少なくとも最初の引張強さの 30%及び少なくとも最初の衝撃強さの 80%を維持するものでなければならない。

3.6 材料の品質 パイロットラダーの各々の部品は、とげ、粗い削り縁、鋭い縁、角、突起、又はパイロットラダーの使用者を傷つけるその他の欠陥がないものとしなければならない。

3.7 シーリング シーリングを施す場合は、最小破断強度 800 N の 2 本又は 3 本よ（撚）りのマーレン又はその他の同等の強度をもつ適切な材料で構成しなければならない。

3.8 ステップ固定ピースの材料 固定ピースは、木又はプラスチック材料としなければならない。

4. 構造

4.1 パイロットラダーの側面には、2 本のサイドロープをもつものとする。パイロットラダーの各々のステップは、サイドロープで支持しなければならない。

1) Iron & Steel Society (ISS) 出版の Stainless Steel 参照。

住所: 186 Thom Hill Road, Warrendale, PA 15090-7528, USA, 又は ホームページ: [http:// www.iss.org](http://www.iss.org).